

診断書を作成された医師の方へ

福島家庭裁判所

このたびは、成年後見用診断書の作成にご協力いただきまして、ありがとうございます。

診断書の「判断能力判定についての意見」欄で、第1欄（自己の財産を管理・処分することができない。）と第2欄（自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。）のいずれかに該当した場合は、審理のために鑑定が必要となることがあります。その場合には、ご本人の症状の経過について最もよく把握されているのは主治医の先生ですので、多くの場合、鑑定を主治医の方に依頼しております。鑑定担当者については、「医師その他適当な者」と規定されており、精神科専門医に限定されているわけではありません。診療科を問わず、お引き受けいただいております。ご多忙とは存じますが、ご協力をお願い申し上げます。

鑑定が必要となった場合に、鑑定手続にご協力いただけますかどうか、お伺いしたいと思っておりますので、下記の該当する□にチェックして、ご回答ください。

1 家庭裁判所から鑑定を依頼された場合

- 鑑定を担当できる。(→2もご回答ください。)
- 鑑定を担当できない。
- 鑑定を担当できないが、下記の医師を候補者として紹介できる。
氏名：
所属病院：
連絡先： 住所
電話番号

(※ 以下は、鑑定を担当していただける場合にご回答ください。)

2 実際の鑑定に関して

(1) 鑑定費用（検査料・諸経費を含む。）について

- 1万円、 3万円、 5万円
- その他 万円でお引き受けする。

(多くの事例で5万円以下でお引き受けいただいております。5万円を超える場合でも、10万円以内でお引き受けいただいております。)

(2) 鑑定期間は、約 日間必要である。

(多くの事例で、1か月前後で鑑定書をご提出いただいております。)

(3) 「鑑定書作成の手引き」（最高裁判所作成のもの）の送付について

- 希望する。 希望しない。
(裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/saiban/syorui/kazi/kazi_09_02.html) に掲載されています。)

(4) 鑑定書のパソコン入力用の書式データの送付について（鑑定書は手書きでも結構です。)

- 希望する。 希望しない。
(上記ウェブサイトから、入力可能な「鑑定書書式《要点式》」のダウンロードができます。)

※ 鑑定をお願いする場合は、改めて文書にてご連絡いたします。

なお、診断書等から、本人の精神状態について明らかに後見開始相当と判断できる場合には、鑑定依頼をしないこともあります。

依頼文書の送付先は診断書記載の病院になりますが、ご自宅などへの送付を希望なされる場合は、以下に送付先をご記入ください。

送付先：

記入者氏名：